

東彼杵町規則第 1 号

東彼杵町事務専決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町事務専決規程の一部を改正する規則

東彼杵町事務専決規程（平成15年規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表（第3条の2関係） 歳入関係 （略） 歳出関係					別表（第3条の2関係） 歳入関係 （略） 歳出関係						
専決事項		専決者			専決事項		専決者				
区分		副町長	総務課長	税財政課長	主管課長	区分		副町長	総務課長	税財政課長	主管課長
01節	報酬	—	—	—	全額	01節	報酬	—	—	30万円以上	30万円未満
2節～27節（略）					2節～27節（略）						
流・充用等 （略）					流・充用等 （略）						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。